

○鳥取県警察警察署長章等に関する訓令

(平成23年2月25日本部訓令第3号)

改正 令和2年12月15日本部訓令第27号

鳥取県警察警察署長章等に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署長章、副署長章及び警察署次長章（以下「警察署長章等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 警察署長、副署長及び警察署の次長（以下「警察署長等」という。）に、警察署長章等を貸与するものとする。

(形状及び制式)

第3条 警察署長章等の形状及び制式は、別表第1のとおりとする。

(着装)

第4条 警察署長、副署長及び警察署の次長（以下「警察署長等」という。）は、制服を着用するときは、警察署長章等を着装するものとする。

2 警察署長章等は、別表第2のとおり制服の右胸部に着装するものとする。

(引継ぎ)

第5条 警察署長等は、人事異動等によりその職を離れるときは、警察署長章等を後任者に引き継がなければならない。

2 警察署長は、警察署長章等引継台帳（様式第1号）により、警察署長章等の引継状況を明らかにしておかななければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項に規定する場合を除き、警察署長章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(亡失等の場合における措置)

第7条 警察署長章等を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長に報告し、再貸与の申請をしなければならない。

2 再貸与の申請は、警察署長章等再貸与申請書（様式第2号）により行うものとする。

3 警察署長章等を亡失した場合を除き、第1項の申請をするときは、き損した警察署長章等を添付するものとする。

(貸与状況)

第8条 警務課長は、警察署長章等貸与台帳（様式第3号）により、警察署長章等の貸与状況を明らかにしておかななければならない。

附 則

この訓令は、平成23年3月8日から施行する。

附 則(令和2年12月15日本部訓令第27号)

この訓令は、令和2年12月15日から施行する。

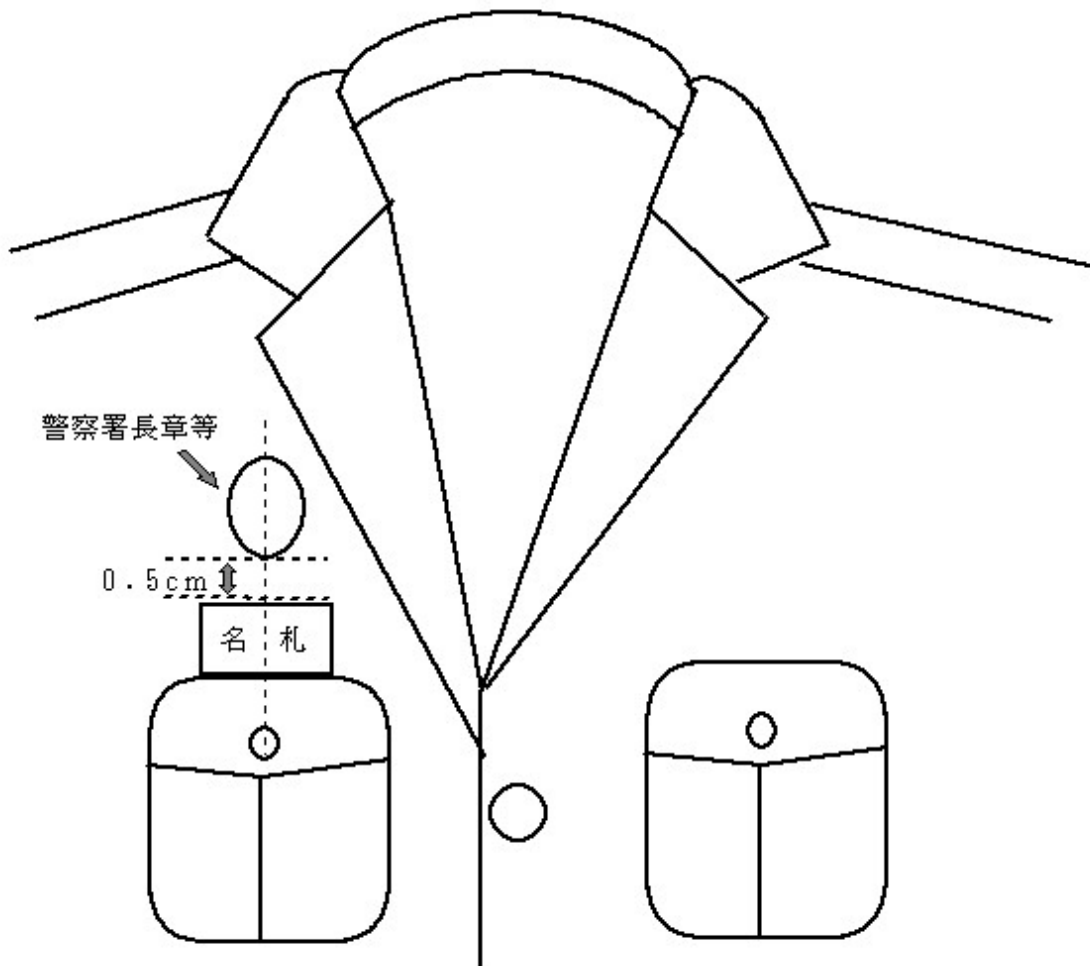
別表第1(第3条関係)

警察署長章等の形状



警察署長章等の制式			
区分		警察署長章	副署長章及び警察署次長章
大きさ	高さ	40mm	40mm
	幅	33mm	33mm
形		だ円形	だ円形
表面		金メッキ	ニッケルメッキ
止め金具		タイタック金具	タイタック金具

別表第2(第4条関係)
 着装位置



(注) 右胸ポケットのボタンの中心と警察署長章等の中心をそろえる。

様式第1号(第5条関係)
警察署長章等引継台帳
[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)
警察署長章等再貸与申請書
[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)
警察署長章等貸与台帳
[別紙参照]

様式第2号（第7条関係）

発第 号
年 月 日

鳥取県警察本部長 殿

警 察 署 長

警察署長章等再貸与申請書

亡失又はき損の年月日時	年 月 日 時 分
申請者の官職・氏名	
亡失又はき損の概要	
備考	

様式第3号（第8条関係）

警 察 署 長 章 等 貸 与 台 帳

番号	貸与年月日	貸与品の種別	被 貸 与 者
			所 属 ・ 氏 名
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	
		警 察 署 長 章	
		副署長章・警察署次長章	

(注)「貸与品の種別」欄には、該当する種別に○印を付すこと。